

性的暴力に対する修復的司法と その実践に関する予備的考察

高橋 欣也

要 旨

本稿は、性的暴力に対する修復的司法とそのシステムの構築を試みるために、教員・指導者と学生・選手の間を例に、その優越的な地位を利用した性的暴力事案に対して、刑事司法を補完する形として修復的司法を導入することが可能であるか否かを、実践例を概観しながら、検討したものである。性的暴力に対して修復的司法を実践していくことには、根強い批判もあり多くの困難がある。しかし、現行の刑事司法制度を補完する形としての修復的司法の実践は被害者の安全を最大限に確保し、入念な準備をするなどの方策を整えていけば、それは不可能ではないと考える。

キーワード：性的暴力、優越的な地位、刑事司法、修復的司法、RESTORE

1. はじめに

2017年、アメリカのハリウッドの大物プロデューサーによるセクハラ等の告発記事が発表されたことを受けて、過去に同様の被害を受けたことのある女性に向けて、ハリウッド俳優による「#MeToo」と声をあげようという呼び掛けがあった。これに呼応した一般人や有名人らが、過去に受けたセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）被害を告発するなど、世界的なセクハラ告発運動が起きたことは記憶に新しい⁽¹⁾。この運動が広がったことで、日本でも教員のわいせつ行為やセクハラ事案が表に出やすくなったのか、2018年には全国の公立小中高校などで性的暴力事案による処分を受けた教員が過去最多になったという⁽²⁾。

わが国では、2020年6月11日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、「刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処」「性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実」「被害申告・相談をしやすい環境の整備」「切れ目のない手厚い被害者支援の確立」「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」⁽³⁾を柱として、性的暴

(1) 「#MeToo」運動については、Alanna Vagianos「セクハラや性暴力を告発する『#MeToo（私も）』始まったのは10年前の黒人女性の“勇気”から。」ハフポスト（2017年）(https://www.huffingtonpost.jp/2017/10/18/me-too-black-woman_a_23248342/)参照（最終アクセス日：2022年9月4日）。

(2) 2019年12月25日付け日本経済新聞38頁。

(3) なお大学においては、レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題、そのような被害に遭った場合の対応や相談窓口の周知に関する取組を推進するとともに、大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口を整備・周知すること、担当者への研修を促進することを求めている。

力の根絶及び性的暴力を受けた被害者に対する支援をするための方針を示している⁽⁴⁾。これは裏を返せば、それだけ性的暴力が多い証拠でもある⁽⁵⁾。

これまでわが国には、学校内で発生した性的暴力を禁止するアメリカの「タイトル IX (Title IX)」のような法律がなかったが、2021年6月4日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布、2022年4月1日から施行された。

この法律によれば、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、児童生徒等から教育職員等による性暴力等に係る相談を受けた場合、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われる場合において、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報し（同法18条2項）、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならないと定めている（同法18条3項⁽⁶⁾）。

しかし、性的暴力を犯したり、告発をしなかったりした教職員等に対する罰則は規定されていないため、その対策としては不十分であることは否めない。また、この法律の対象となる者は、18歳未満の学校に在籍する幼児、児童または生徒（同法2条2項）であり、対象となる学校は、小中高等学校等（同法2条1項）と規定されており、大学はこれに含まれていない。そのため、大学で発生した性的暴力に対しては、この法律で対処することはできない。

それゆえ、教員・指導者による学生・選手への性的暴力に対しては、第1次的サンクションとして民法上の責任（損害賠償）の問題、第2次サンクションとして刑法上の責任（刑罰）の問題として取り扱われる⁽⁷⁾。しかし、従来の法的な枠組みの中で解決することには疑問がある。すなわち、性的暴力を受けた被害者が、民事・刑事裁判でその被害を赤裸々に語ることには、その性質上、二次被害等による精神的ダメージを悪化・深刻化させてしまう恐れがあるからである。

その一方で、被害者は「なぜ被害を受けたのが、私だったのか。」などの答えを求めたい傾向があるという⁽⁸⁾。それゆえ、これまでの民事・刑事司法とは異なる方法を模索していく必要がある。その一つの方法として、「修復的司法 (Restorative Justice)」が考えられる⁽⁹⁾。

そこで本稿は、上記の問題意識のもと、教員・指導者と学生・選手の間を例に、優越的な地位を利用した性的暴力事案に対して、修復的司法による解決を図ることができるか否かを検討するものである。

(4) 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/policy_02.pdf) (最終アクセス日：2022年9月4日)。

(5) なお現在、性犯罪については、法制審議会において不同意性交罪の導入などの検討がされている。法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会「第1回会議配布資料 諮問第117号」（令和3年10月27日）(<https://www.moj.go.jp/content/001357718.pdf>) (最終アクセス日：2022年10月30日)。

(6) ただし、18条3項における「教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者」については、公務員に限る、としている。

(7) 刑事責任と民事責任との関係について、高橋則夫『規範論と理論刑法学』（成文堂、2021年）22頁以下参照。

(8) Marie Keen, *Sexual Trauma and Abuse: Restorative and Transformative Possibilities?*, 2014, p. 169.

(9) 修復的司法とは、「人間は変容していく」ことを前提に、被害者、加害者、コミュニティが、発生した事態をどのように正していくか、対話を通して一緒に協議することを重視するシステムである（高橋則夫『対話による犯罪解決』（成文堂、2007年）61頁以下）。なお、西村春夫「研究ノート 日本における修復的司法の源流を尋ねて」細井洋子先生古稀祝賀『修復的正義の諸相』（成文堂、2015年）8頁以下参照。

2. 優越的な地位を利用した性的暴力事案

自らの優越的な地位を利用して性的暴力に及んだ事案について概観していく。なお、紙幅の関係上、主要な刑事判例についてのみ概観する。

まず強制性交等罪（刑法 177 条）が問題となった事案として、①高校教師であった X が、元担任生徒であった A と強制的に性交等しようと考え、公園内において、A に対し暴行を加え、その反抗を著しく困難にして A と性交等をしたというものがある⁽¹⁰⁾。教員と元生徒という関係ではあるが、優越的な地位を利用した強制性交等の事案であると言えよう。

これについて、宮崎地裁は、「上に覆いかぶされたりした A が、被告人を押しつけるなどすることは、物理的に相当困難…本件当時は、深夜で、周囲に人気はなく、A が他人に助けを求めることは極めて困難」などの具体的な事情に加えて、「極度に驚愕し困惑した心理状態に陥っていた」という点も含めて、暴行脅迫の要件を肯定している⁽¹¹⁾。また「被告人が腰に手を回すとこれを拒絶し、…被告人との性的意味合いを帯びる接触を嫌がり、そのような行為をした被告人に対する警戒心の表れといえる態度を示していた。さらに、A は、被告人から最初にキスをされた際には、反射的に動いて、キスを避けようともしている。」ことから、性交等につき A の同意はなかったと判示し、強制性交等罪を肯定した。

そのなかで注目すべき点として、宮崎地裁がその量刑理由の中で、「本件犯行よって A が受けた精神的打撃は、被害の性質相応に相当深刻なものである。…被告人は、教育者・妻帯者として元教え子である A と性交渉を持ったことについては反省の弁を述べているものの、あくまで合意の上であったという弁解に終始し、現在に至るまで、A の意に反して性交等をしたことについての謝罪はしておらず、その他の被害回復の措置も講じていない。」と判示している点である。すなわち、X は A に対して謝罪をするなど、A の被害回復するための措置を一切行っていないことで、A には裁判当時も精神的に相当な打撃が残っていることが、量刑にも大きく影響したものと思われる。

次に、準強制わいせつ及び準強制性交等罪（同法 178 条）に問われた事案として、以下のような事案がある。すなわち、②高校の部活動の顧問兼監督であった X が、生徒 4 名に対して校内や遠征での宿泊先という部活動ないしはその延長ともいうべき場において、抗拒不能な状態を利用して、複数回にわたってわいせつ行為を行ったものがある⁽¹²⁾。これについて秋田地裁は、「被告人の部活動における指導は非常に厳しく、練習内容はもとより、被告人の指示を守ることができなかつたり、練習に身が入らないときには、被告人から怒られ、練習中に無視されたり、練習の場から外されたりすることもあり、「その厳しい指導は部活動だけに限らず、礼儀や身だしなみ、授業態度など学校生活全般にも及び、被害者らは、部活動以外の場においても被告人の指示には従わなければならないという強い意識を持っていた」ことから「被告人の被害者らに対する影響力が及び得る状況の下で行われたもの」であり「被害者らと被告人の立場に照らし、恋愛感情などが存在し、被害者らがこれを受入れるような積極的事情がないにもかかわらず、被害者らが被告人の性的行為を抵抗もなく甘受したというのであれば、被害者ら

(10) 宮崎地判令和 2 年 2 月 3 日 LEX/DB25565043。

(11) 半田靖史「性犯罪における暴行脅迫・抗拒不能要件等に関する裁判例の分析」刑事法ジャーナル 69 号（2021 年）23 頁。

(12) 秋田地判平成 25 年 2 月 20 日 LEX/DB25500971。

が被告人に逆らうことはできないという心理状態にあったことを推認させるものということができる」として、Xのいずれのわいせつ行為も被害者等が抗拒不能な状態であった中で行われたものであると判示し、準強制わいせつ罪（178条1項）を肯定した。

本件においても、量刑判断の中で、「被害者らは、部活動の指導者として尊敬していたXから、心理的に逆らうことのできない状態に追い込まれ、…執ようで悪質なわいせつ行為をされている上、繰り返し被害を受けた者もあり、被害者らが受けた苦痛や嫌悪感は大きく、精神的被害は重大である。また、本件が、被害者らの部活動との関わりやその他の学校生活、更には他の部員、生徒、学校関係者らに与えた様々な影響も看過できない。〔改行〕Xは、このような騒ぎになったことについては大変申し訳なく思うなどと述べるものの、本件各犯行につき不合理な弁解に終始するばかりか、被害者らの供述は妄想や冗談であるなどその人格を攻撃するような供述までしており、反省の態度は見受けられない。そのようなXに対し、被害者らが極めて厳しい処罰感情を抱いているのも当然のことである。」と判示し、Xの態度を厳しく非難している。

また③女子中高生が所属するスポーツチームの監督で選手の指導や試合の選手起用の決定権があるXが、同チームの所属選手に対し、マッサージを装ってわいせつな行為をしたという事案がある⁽¹³⁾。これについて、福岡高那覇支判は、「監督である被告人からマッサージをされると言われてマッサージを受けると思ったことや、被告人が監督という立場にあったために、マッサージを断りづらく、マッサージを受けながら、抵抗できないままわいせつ被害を受けた旨を具体的に供述しているところ、その供述に疑わしい点は見当たらない」と判示し抗拒不能であったとして、準強制わいせつ罪を肯定している。なお、第一審である那覇地裁は、その量刑判断において「被害者らがいずれも被告人の厳罰を求めているのは、被害者らが受けた被害の大きさを表している」を量刑理由として挙げている⁽¹⁴⁾。

一方で、④自らが主催する少年ゴルフ教室コーチXは、厳しい師弟関係からXに従順で、かつXを恩師として尊敬していたAに対し、卑わいな行為をするはずがないとAが信用していることに乗じ、ゴルフ指導の一環との口実でAをホテルに連れ込んだ。Aは恩師として信頼していたXの言動に強い衝撃を受けて、極度に畏怖・困惑し、思考が混乱して抗拒不能の状態に陥った。Xはその旨を認識しながら、Aを抗拒不能にさせて姦淫したという事案がある。これに対して鹿児島地裁は、「刑法は、…相手方の性的自由に対する侵害の程度が強姦罪と同程度に高いといえる心神喪失又は抗拒不能によって、相手方が性交を拒否しなかった場合に限って、準強姦罪の成立を認めている」ところ、「準強姦罪という抗拒不能とは、行為者と相手方との関係や性交時に相手方が置かれた状況等を総合し、相手方において、高度の恐怖、驚愕、衝撃等の精神的混乱により、性的意思決定、あるいは、それを表明する精神的余裕が奪われ、性交を拒否することが不可能又は著しく困難な精神状態に陥っていることを意味する」としたうえで、「Xが厳しいゴルフ指導を通じてAより優越的地位にあり、…XとAの日頃の関係が、虐待やドメスティック・バイオレンスのように強者が弱者の人格部分をも支配し、弱者が強者に服従・盲従するといった強い支配従属関係であったとは到底認めがたい」としたうえで、「Xとの人間関係を壊さないようにすることを考えるなどして、自分から主体的な行動を起こさなかった可能性、すなわち、Xとの性交を拒否することが著しく困難な精神状態には陥っていなかったが、そのまま流れに任せるに留まった可能性を排斥することはでき」ず、また「XとAの関係が…虐待等とはほど遠い関係で

(13) 福岡高那覇支判令和2年1月9日LEX/DB25564833。

(14) 那覇地判令和元年6月28日LEX/DB25564832。

あったことに照らすと、人間関係を壊さないようにと考えたことをもって、Xとの性交を拒否することが著しく困難な精神状態に陥っていたと評価することはできない」として、準強姦罪（旧178条2項）（現、準強制性交等罪（178条2項））の成立を否定した⁽¹⁵⁾。

本件においてAの精神的混乱に関する公判供述は否定された⁽¹⁶⁾が、「捜査段階において、〔1〕信頼していた被告人の突然の行動にパニックになった、〔2〕拒絶すれば、被告人との関係が悪くなってゴルフを教えてもらえなかったり、後から悪口を言いふらされるのではないかと考えた、〔3〕自分が少し我慢すれば済むと思ってしまうような気の弱い性格、〔4〕性的行為自体が恥ずかしいという気持ちが入り交じって、どうしようどうしようと戸惑っているうちに、Xが服を脱がせ、胸や性器を触ってきたりしたので拒絶することができず、Xの行為が進むに連れて、途中からは、自分が我慢したらいい、言えない自分が悪いからしょうがないという諦めの気持ちになった…また、…Xから性交されそうになって、目をつぶって心の中で早く終わって欲しいとか、自分の身に起きていることが夢であって欲しいと思っていた旨述べる」としている点については否定されていない。ここからXの行為は自らの優越的な地位を利用したものであり、それによってAには相当な精神的ダメージが与えられていると解することはできる。

以上のように判例は、被告人である加害者が被害者よりも優越的な立場にあり、それを利用して犯行に臨んだ場合には、暴行脅迫・抗拒不能要件を認定する方向にあるといえよう⁽¹⁷⁾。その一方で、裁判が行われ、加害者が処断されたとしても、被害者らの精神的な苦痛は少しも癒やされるようなことはなく、むしろ被害者の苦痛は増すばかりといえよう。

例えば、①判例「弁解に終始し、現在に至るまで、Aの意に反して性交等をしたことについての謝罪はしておらず、その他の被害回復の措置も講じていない。」、②判例「不合理な弁解に終始するばかりか、被害者らの供述は妄想や冗談であるなどその人格を攻撃するような供述までしており、反省の態度は見受けられない」ということから明らかなように、加害者は自己保全に終始し、被害者に対して直接謝罪することもせず、少しでも被害者のダメージを回復しようとする意思は少しも見られない。また③判例の被害者も加害者に対して厳罰を求めていることから、加害者からの謝罪はなかったと言えよう。なお④判例は、加害者が無罪となった事案であるが、被害者は「自分が我慢したらいい、言えない自分が悪いからしょうがないという諦めの気持ちになった」と示されているように、被害者は自分自身を責めてしまっていることから、被害者の受けた心の傷等は裁判では救われることはなかったと言える。

(15) 鹿児島地判平成26年3月27日LEX/DB25446357。なお、福岡高宮崎支判平成26年12月11日LEX/DB25505426においても、「Aは、性交に当たって、Xに対して拒絶の意思を示したり、抵抗したりすることが著しく困難な状態にあり、キスについて消極的に抵抗するにとどまり、そのほかに手を振り払ったり、嫌だと明言するなど、具体的に拒絶の意思を表明することはなかった。したがって、外形的には、Aの明確な拒絶の意思は示されていない。〔改行〕また、Aが異常な精神的混乱状態にあることが外部から見て判別できるような状況にあったとは認められないし、それを疑わせるような徴表があった様子も見当たらず、Xは「あくまでも、Aの（少なくとも消極的な）同意を取り付けつつ、性交に持ち込もうとしていた可能性が否定でき」ず、「Aが、本心では性交を拒絶しているが、何らかの原因によって抵抗できない状態になっているため抵抗することができない、というある種特殊な事態に陥っていると認識していたと認めるについては合理的な疑いが残るといわざるを得ない。」と判示し、原審の判断を支持している。

(16) その一方、福岡高宮崎支判平成26年判決・前掲注(15)は、原審の判断を否定し、Aには大きな精神的な混乱があったと認定されている。

(17) 半田・前掲注(11)22頁以下参照。

このように、裁判が行われたとしても、加害者の自己弁護に終始する態度等を被害者が目の当たりにすることで、被害者の苦しみや加害者に対する憎しみ、自己嫌悪は増すばかりであろう。さらに、裁判を行ったことによって、加害者側の弁護士から徹底的に尋問されることになり、その結果、2次被害の可能性も伺える⁽¹⁸⁾。

ここに刑事司法の限界があるように思われる。すなわち、刑事司法は国家と加害者の2者の対立で構成され、国家による加害者への刑罰の賦課を問題とし⁽¹⁹⁾、もっぱら侵害された「法益」の回復が主である。そこでは被害者が受けた害の回復は問題とはされない。これでは被害者の思い（欲求）は十分に満たされることはないであろう。そこで、被害者の受けた害を修復し回復するためにも、そして被害者と加害者とが「赦し」合うためにも、刑事司法を補完する役割を果たすものが必要である。それが修復的司法である。

3. 修復的司法とは何か

(1) 概観

修復的司法とは、レンズを変えてものを見てみる⁽²⁰⁾、つまり「ものの見方をかえる」⁽²¹⁾ということであり、「犯罪を人々の関係の侵害と把握し、被害者、加害者、コミュニティが関与して、それぞれの修復・回復を目指すシステムであり、刑事司法の補完的な役割を果たし得るもの」⁽²²⁾とされる。

2002年4月、国連の「犯罪防止と刑事司法に関する委員会」において、40カ国の支援を受けて「刑事事象における修復的司法プログラムの活用に関する基本原則（Basic Principles on the Use of Restorative Justice Programmes in Criminal Matters）」が採択された⁽²³⁾。この採択を支援した国の多くが、修復的司法の持つ可能性に多くの期待を寄せているようで、それらの国で新しく制定される国内

(18) このような性的暴力被害は一般人の間でも起こることであるが、学校スポーツ関係の中でも性的暴力に対する対策が構築されていない。すなわち、学校スポーツでは教師・監督が生徒よりも優越的な地位にいるため、対等な関係性を築くことが難しいこと、合宿等により密室の状況を作りやすいこと、教師・監督の過去の実績により、被害が軽視されやすいばかりでなく、同じチームの他の選手や家族から嫌がらせを受けることがあること、またスポーツ指導者が選手を徐々に手なずける、不適切な関係性が暴露されにくい状況をつくる、いわゆる「グルーミング」(C. H. Brackenridge, *Spoilsports: Understanding and Preventing Sexual Exploitation in Sport*, 2001, p. 35)の状態にあると、その被害が明るみになることはまれであるばかりか、被害を受けた自分が悪いと思ってしまうことなどが複雑に絡み合っ、被害を受けた生徒が訴え出ることが難しいという現実がある(高橋欣也=山口理恵子「スポーツ界の体罰・セクシャル・ハラスメント問題に関する予備的考察」城西大学経営紀要15号(2019年)63~64頁参照)。なお現在、性交等又はわいせつな行為をする目的で若年者を懐柔する行為(いわゆるグルーミング行為)に係る罪の新設が法制審議会において議論されている(法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会「第10回会議配布資料26 試案」6頁(令和4年10月24日)(<https://www.moj.go.jp/content/001382454.pdf>)(最終アクセス日:2022年10月30日))。

(19) 高橋(則)前掲注(9)29頁以下。

(20) Howard Zehr, *Changing Lenses: A New Focus for Criminal and Justice* (25th Anniversary ed.), 2015, pp. 181-214 [訳書として、西村春夫=細井洋子=高橋則夫監訳『修復的司法とは何か』(新泉社, 2003年)180頁以下]。

(21) 高橋(則)・前掲注(9)82頁。

(22) 高橋則夫『刑法総論』[第5版](成文堂, 2022年)582頁。

(23) 山口直也「修復的司法に関する国連基本原則の成立」山梨学院大学法学論集49巻(2003年)144頁。

法などに、修復的司法の思想が反映されているという⁽²⁴⁾。

日本においても、2003年に制定された「青少年育成施策大綱（平成15年12月）」において、保護観察中の少年に対する処遇全般の充実化・多様化として、「個々の事案の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組を支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用の可能性について検討する」⁽²⁵⁾ことが示された。これを受けて、警察庁が2005年から2006年にかけてモデル・パイロット事業として「少年対話会」が実施されたが、これが警察レベルで全国的に展開された初めての例であった⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾。

(2) 修復的司法の分類

修復的司法は、「純粹モデル（Purist model）」と「最大化モデル（Maximalist model）」とに分類することができる⁽²⁸⁾。

「純粹モデル」とは「特定の犯罪に関係するすべての当事者が一堂に会し、犯罪の影響とその将来への影響をどのように対処するかを集団的に解決するプロセス」と定義される⁽²⁹⁾。このモデルは、修復的司法の中核を、加害者がもたらした「害」の修復よりも、当事者が一同に集まり討議するプロセスを重視するものといえよう⁽³⁰⁾。そして、その討議が決裂した場合には、刑事司法手続きへ戻ることになる⁽³¹⁾。

これに対して、「最大化モデル」とは、「犯罪によって引き起こされた損害を修復することで、犯罪の発生後に正義を実現するためのすべての活動」と定義される⁽³²⁾。このモデルは、修復的司法の中核を「害の修復」と捉え、一定の施策が、害の修復を目標とする限りは修復的であるとする。そして、当事者が一同に会して犯罪や非行について討議するというプロセスではなく、その活動の「意図」とその「成果」が修復的であるか否かが重要とするものである⁽³³⁾。それゆえ、「強制」も「害の修復」と言う目標に合致していれば、それも修復的司法にあたりとされる⁽³⁴⁾。また、被害者と加害者が直接対話をする事、コミュニティが関与することを必ずしも必要ではないとされる⁽³⁵⁾。

たしかに修復的司法を厳密に貫くものとしては、純粹モデルが理想であろう。しかし純粹モデルは、

(24) Vann Ness, *The Shape of Things to Come: A Framework for Thinking about a Restorative Justice System*, in: Weitekamp = Kerner (ed.), *Restorative Justice Theoretical Foundations*, 2002, p. 1.

(25) 内閣府青少年育成本部「青少年育成施策大綱（平成15年12月）」（2003年）（<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/yhonbu/taikou.pdf>）22頁（最終アクセス日：2022年8月28日）。

(26) 高橋則夫『『少年対話会』の意義と限界——修復的司法の可能性』早稲田大学社会安全政策研究所紀要（2009年）33～34頁。

(27) なお、少年対話会が実施される前より、千葉県に本部を置く「NPO法人対話の会」が、少年事件に対して修復的司法を実践している。NPO法人対話の会『対話の会の進め方 少年犯罪をめぐる被害者、少年、地域社会のために』〔第2版〕（2018年）73頁以下参照。

(28) 高橋則夫『修復的司法の探求』（成文堂、2003年）85頁以下。

(29) Tony Marshall, *Restorative Justice an Overview*, 1999, p. 5.

(30) 高橋（則）・前掲注（9）88頁。

(31) 高橋（則）・前掲注（28）7頁。

(32) Gordon Bazemore and Lode Walgrave, *Restorative Juvenile Justice: Repairing the Harm of Youth Crime*, Monsey NY: Willow Tree Press, 1999, p. 48.

(33) 高橋（則）・前掲注（28）91頁。

(34) 高橋（則）・前掲注（28）92頁。

(35) 高橋（則）・前掲注（28）77頁。

一定のプロセスを重視し、任意でかつ直接的な対話を要求するために、修復的司法が認められる範囲が狭くなりすぎるという問題点がある。例えば、被害者が受けた害を修復する方法として直接的な対話ではなくても、メールや手紙のやり取りをすることも可能とした取り組みであっても、害の修復がされるのであれば、それも修復的司法と言えるのである⁽³⁶⁾。また、コミュニティの参加が絶対である純粹モデルは、「コミュニティが逸脱して、個人の権利が侵害されるという可能性もまったく否定することはできない」⁽³⁷⁾と見えよう。

一方で、最大化モデルも修復的司法を志向する点は純粹モデルと共通であり、純粹モデルを包含するものともいえる⁽³⁸⁾。確かに、最大化モデルの場合は、純粹モデルのように、任意性を絶対的要件としておらず、「害の修復」という目標に合致していれば、強制も認めていることから、純粹な修復的司法とは言えないであろうが、重要なのは、被害者・加害者・コミュニティの三者の「害の修復」であり、プロセスではない。それゆえ、強制であろうとその活動の意図や成果が修復的であれば、それは修復的司法と言って差し支えないであろう。また、コミュニティの参加がなくとも、被害者・加害者の「害」が修復されれば、それも修復的司法である。つまり、「害の修復」という意図とその「害」が修復されたという「成果」が修復的司法の目指す方向であると解する。よって、修復的司法のモデルとしては、最大化モデルが妥当であろう。

(3) 刑事司法と修復的司法との関係モデル

刑事司法と修復的司法とが、どのように交錯するかについて、ヴァン・ネス (Van Ness) は4つの基本モデルを提示する。すなわち、単一モデル (Unified model)、2元モデル (Dual track model)、安全ネット (Safety net) モデル、混合モデル (Hybrid model) である⁽³⁹⁾。

単一モデルは、例えば、ニューヨーク州ジェネシー郡におけるデニス・ウィットマンらによって行われている活動プログラム⁽⁴⁰⁾で、刑事司法を修復的な目的と価値に転換するか、あるいは修復的司法に置き換えることによってもたらされる、一元的で完全に修復的司法である⁽⁴¹⁾。つまり、現代の刑事司法では十分に対処できない個別の問題や機会に対して、それを利用して全面的な修復的司法による対応を行うものである。

次に、2元モデルとは、刑事司法制度と修復的司法制度とが、現実的な理由から、両者のアプローチが必要であるとして、時には相互に利用・補充しながら、両者を併存させるモデルである⁽⁴²⁾。つまり、刑事司法の外に修復的司法プログラムを創出するのである。ドイツの「加害者と被害者の和解」は、この2元モデルといえよう⁽⁴³⁾。

安全ネットモデルとして有名なプログラムは、ニューサウスウェールズ州ワガワガで、ニュージーラ

(36) NPO 法人対話の会・前掲注(27) 73頁以下。なお、高橋(欣) = 山口・前掲注(18) 61頁以下参照。

(37) 高橋(則)・前掲注(28) 93頁。

(38) 高橋(則)・前掲注(9) 20頁。

(39) Van Ness, op. cit., pp. 14-17.

(40) この活動は、保安官事務所の部屋の外で運営されており、コミュニティサービス、コミュニティの修復、和解、被害者支援、判決前ダイバージョン、児童虐待状況への介入等が実施されているという。Ibid., p. 14.

(41) Ibid., p. 16.

(42) Ibid., p. 16.

(43) ドイツの修復的司法について、高橋(則)・前掲注(28) 101頁以下、さらに、Sebastian Kasperek, Zur Auslegung und Anwendung des § 46 a StGB, 2002 参照。

ンドの家族グループ会議モデル (Family Group Conferences = FGC) を導入し実践されているプログラムである⁽⁴⁴⁾。安全ネットモデルは、単一モデルと2元モデルを変形したもので、一元的な修復的司法を志向しつつ、修復的なアプローチが機能しない場合には、セーフティネットとして刑事司法も必要となるとするものである⁽⁴⁵⁾。このモデルにおいて修復的实践は、正式な司法制度のある特定の段階に直接組み込まれる⁽⁴⁶⁾。ワガワガでは、警察段階で組み込まれたものということができよう⁽⁴⁷⁾。

混合モデルは、ベルギーにおいて、いくつかの社会奉仕プログラムに採用されている⁽⁴⁸⁾もので、量刑段階では修復的司法の影響が出るが、それに至るまでの間は刑事司法で遂行するハイブリッドモデルである⁽⁴⁹⁾。つまり、量刑段階において、裁判官は、社会奉仕活動や損害賠償命令などの選択をすることができるモデルである。このモデルは、修復的司法プロセスの利点である、直接対話の機会や、損害賠償以外の償いなどのあらゆる側面はないが、被害者とコミュニティに修復的な利益をもたらすことを志向するものである⁽⁵⁰⁾。

修復的司法とは、前述したように、加害者と被害者、コミュニティが関わりながら、それぞれが受けた害を修復することを目標とするものであり、刑事司法を補完するためのものである。つまり、あくまでも刑事司法がメインであり、被害者、加害者、コミュニティが望むような成果を出すことができない部分を、修復的司法が担っていくことが望ましいものとする。しかし、単一モデルや安全ネットモデルは、刑事司法が修復的司法に置き換わることになってしまうので、これらのモデルを採用することは難しいであろう⁽⁵¹⁾。

一方で、量刑段階に行くまで刑事司法を遂行し、刑事司法と修復的司法とが相互に関連する「2元モデル」や、量刑段階になってはじめて修復的司法の影響を受ける「混合モデル」は、修復的司法が刑事司法を補完・補充するものである。わが国では「示談」という方法が取られることがあるが、これも、必ずしも加害者・被害者が納得するというわけではなく、不完全な部分もあるが、2元モデルあるいは混合モデルに当てはまるところがある。よって、刑事司法と修復的司法との関係モデルでは、2元モデルあるいは混合モデルの方向を志向していくことが望ましいと思われる。

4. 修復的司法の実践

以上のように、最大化モデルに立脚し、刑事司法と修復的司法との関係は2元モデルあるいは混合モデルの方向で志向した場合、性的暴力事例において修復的司法をどのような形で実践していくのがいいのであろうか。

性的暴力などのような「ジェンダー化された暴力」⁽⁵²⁾に対して、修復的司法の実践は、被害者の安全

(44) Ibid., pp. 14-15.

(45) Ibid., p. 16.

(46) Ibid., p. 15.

(47) 高橋 (則)・前掲注(9) 26 頁。

(48) Ibid., p. 15. なお、ベルギーの修復的司法について、藤本哲也編著『諸外国の修復的司法』(中央大学出版部, 2004 年) 289 頁以下〔野村貴光〕参照。

(49) Ibid., p. 16.

(50) Ibid., p. 15.

(51) 高橋 (則)・前掲注(9) 28 頁。

(52) Julie Stubbs, Restorative Justice, Gendered Violence, and Indigenous Woman, in: James Ptacek (ed.), Restorative Justice and Violence Against Woman, 2010, p. 103.

性の問題、加害者による修復的司法プロセスの操作の可能性の問題、被害者に修復的司法への参加や結果に対する同意を求める圧力、加害者の行動を変化させる可能性が低い、修復的司法を実践することで、寛大なアプローチを象徴するものとみなされる可能性があるなどのリスクが指摘される⁽⁵³⁾。また、女性のリスクとジェンダー不平等を理解しないまま、被害女性と加害者との対面を優先させることで、女性に対して圧力をかけることになってしまい女性の安全が二の次になってしまうというリスク⁽⁵⁴⁾や犯罪者が本当に責任を負うことができるかなど懐疑的な見方もある⁽⁵⁵⁾。

一方、性犯罪に対して修復的司法を実践しようとする動きもある。そのうちの1つに、RESTORE (Responsibility and Equity for Sexual Transgressions Offering a Restorative Experience) という特定の性犯罪を対象にした修復的司法のパイロットプログラムを実施した事例がある⁽⁵⁶⁾。これは、アメリカの心理学者であるメアリー・コス (Mary P. Koss) らによって、警察、検察、弁護士等らと確立したモデルである。このRESTOREは、会議モデル (Conference model) をベースにはしている⁽⁵⁷⁾が、まったく同じということではなく、多くの変更点がある⁽⁵⁸⁾。性犯罪に対する修復的司法の実践ということでは参考になることから、以下に詳細に紹介する。

RESTOREは、「ある特定の性犯罪の被害者を中心としたコミュニティ主導の解決を促進し、説明責任、癒し及び公共の安全のための計画を作成し実行する」⁽⁵⁹⁾という使命のもと、刑事司法を補完・補充し、性的暴力被害者 (RESTOREでは「survivor/ victim」という。以下「SV」という。) を支援と加害者 (RESTOREでは「responsible person」という。以下「RP」という。) の再犯防止に向けて、2004年から2011年まで実施された修復的司法のパイロットプログラムである⁽⁶⁰⁾。

RESTOREプログラムは、(1) 紹介 (Referral and Intake), (2) 事前準備 (Preparation), (3) カンファレンス (Conference), (4) 責任と社会復帰 (Accountability and Reintegration) という4つの段階で構成される⁽⁶¹⁾。

第一段階では、検事局から紹介があり、RESTOREプログラムの担当者がSV・RPに接触し、RESTOREプログラムの紹介と利用可能なオプションについて紹介する。SVが同意した場合、担当者がRPやその弁護士にRESTOREの選択肢があることが伝えられ、RPは10日間、RESTOREに参加するか否かを検討する時間が与えられる。もしRPあるいはSVがRESTOREの参加を拒否した場合は、RPは従来通り起訴されるため、検事局に戻される。RPがRESTOREを受け入れた場合は、有資格の評価者と面談し、心理学的評価を受ける。評価者がRPのRESTOREへの参加に懸念がある場合

(53) Kathleen Daly and Julie Stubbs, *Feminist Engagement with Restorative Justice*, in: *Theoretical Criminology* (2006) vol. 10 (1), pp. 8-10 (https://www.researchgate.net/profile/Julie-Stubbs/publication/29461943_Feminist_engagement_with_restorative_justice/links/00b7d52673bab64ecf000000/Feminist-engagement-with-restorative-justice.pdf) (最終アクセス日: 2022年8月31日)。

(54) Ptachk, *Resisting Co-optation: Three Feminist Challenges to Antiviolence Work*, *Ibid.*, pp. 19-20.

(55) *Ibid.*, p. 20.

(56) Mary P. Koss, *Restorative Justice for Acquaintance Rape and Misdemeanor Sex Crimes*, *Ibid.*, p. 218. なお、小松原織香『性暴力と修復的司法』(成文堂, 2017年) 136頁以下、細井洋子=西村春夫=高橋則夫編『修復的正義の今日・明日』(成文堂, 2010年) 71頁以下〔平山真理〕参照。

(57) *Ibid.*, p. 220.

(58) *Ibid.*, pp. 221-235.

(59) *Ibid.*, pp. 218-219.

(60) なお、米国疾病対策予防センターの資金提供を受けて実施されてきたが、資金提供が終了したため、現在のプログラムは実施されていない。なお、小松原・前掲注(56) 137頁参照。

(61) Koss, *op. cit.*, pp. 226-234.

には、その情報は共有され、場合によっては、検事局に案件を差し戻す決定をすることになる⁽⁶²⁾。

第二段階はSV、RP共にケースマネージャーと会うことになる。その中でSV、RP共通の検討事項として、RESTOREの安全性やカンファレンスで発言される可能性のある内容や補償契約に含まれる可能性の内容、カンファレンスに出席してもらいたい友人や家族等が検討される。SVのみの検討事項として、カンファレンスの形式とSVが発言する内容（文書にする場合は読む内容）、RPから聞いてみたいこと、あるいはRPに聞いてみたいこと、RPについてはカンファレンス中に賠償金など求められる可能性のあるもの、カンファレンスで発言される可能性のある内容、保証契約に含まれる可能性のある内容等が検討されることになる⁽⁶³⁾。またプログラムの担当者は、会議に出席するSV・RPだけでなく、友人や家族に対してもそれぞれに個別面談を行い、SV・RPを支援する方法やカンファレンス中に発言できることなどの確認を行うという⁽⁶⁴⁾。

第三段階では、警察署内で訓練を受けた仲介者によって、カンファレンスが実施される。ここでは、一般的な会議モデルとは異なり、サークルになって座るのではなく、会議テーブルを使用する⁽⁶⁵⁾。そして、SV・RPはそれぞれの身体を責任者の視線の外においたり、身体の接触を避けるだけの十分な距離を保護しないまま座ったりしてはならないとされる⁽⁶⁶⁾。

SVはカンファレンスに先立って、事件に関する自分自身の記憶を先に話すか、事件中のSVの行動をRPに確認してもらうかを決めておく⁽⁶⁷⁾。SVまたはその代理人が発言する場合は、その事件が本人や家族などが受けた影響についても説明する⁽⁶⁸⁾。RPはSVが発言した内容をRP自身の言葉で言い直すことが求められ、その言い直しがSVの意図した意味を捉えているか、あるいはRPがそれらを言語化することができるまで、再度重要なポイントをフィードバックすることが求められる⁽⁶⁹⁾。RPが発言する場合は、事件とその責任について説明をしてもらう⁽⁷⁰⁾。

次に、SV・RPの友人や家族等が発言し、その発言についてもRPは聞いたことを説明することが求められる⁽⁷¹⁾⁽⁷²⁾。その後、SVとRPは、友人や家族の意見を聞きながら、救済協定（Redress Agreement）が結ばれるが、その計画（Redress Plan）には、RESTOREプログラムが要求する内容（例えば、推奨される心理療法等、接触禁止、ケースマネージャーによる週1回のモニタリング、コミュニティ委員会による四半期ごとのモニタリング）等とSVの要求とで構成される⁽⁷³⁾。救済協定が締結されると、SVがRESTOREプログラムに積極的に参加することは終了するが、RPがRESTOREプログラムを正常に完了できなかった、あるいは再犯した場合は、SVに直ちに通知され、従来通り起訴のために検察局

(62) Ibid., p. 227.

(63) Ibid., p. 228.

(64) Ibid., p. 228.

(65) Ibid., p. 232.

(66) Ibid., p. 232.

(67) Ibid., p. 229.

(68) Ibid., p. 229.

(69) Ibid., p. 232.

(70) Ibid., p. 229.

(71) Ibid., p. 232.

(72) Ibid., p. 233. これによれば、事前にSV、RP、家族や友人に通知をし、それぞれから同意が得られれば、オブザーバーとして、検察官、警察官、矯正官、弁護人などの同席も認められている。

(73) Ibid., pp. 232-234.

に送致されることになる⁽⁷⁴⁾。

第四段階では、カンファレンス終了後12ヶ月間、RESOTREプログラムの担当者が、救済協定の要求を満たしている間、RPをモニタリングすることになる。また地域ボランティアメンバーで構成されるCARB（Community Accountability and Re-Integration Board）が、RPが計画を完遂できるように支援を続けるとともに、RPが契約違反をした場合には、救済計画を終結させるか否かの判断することになる⁽⁷⁵⁾。

RESTOREは、刑事司法からの支援を受けて設計されたものであり、RPがRESTOREプログラムを正常に完了できなかった場合は、刑事司法制度のプロセスに戻されることになる⁽⁷⁶⁾という。

RESTOREについては、参加者の90%以上が安全である⁽⁷⁷⁾など好意的に捉えている。また、RESTOREの満足度としては、参加者の90%以上が、準備の段階、カンファレンスの段階、救済計画の段階で満足しているとしており、特に被害者とその支援者の満足度は高かった⁽⁷⁸⁾。なお、修復が実現されたかについては、被害者が17%、代理人が30%、支援者が16%と低い値となっている⁽⁷⁹⁾が、90%以上の被害者がRESTOREを推奨している⁽⁸⁰⁾という。なお、SVに対しては、PTSDの症状について評価されたが、PTSDを発現するなど安全上の懸念によって、RESTOREのカンファレンスが中止になった事例は1例もなかったという⁽⁸¹⁾。

5. 若干の考察

以上、性的暴力に対する修復的司法の事例としてRESTOREを概観した。RESTOREの特徴として、地域の性的暴力SV支援サービスの提供者、刑事司法制度との協力を受けながら⁽⁸²⁾、SVやRPが刑事司法システムを実施したことによって生じた不満や修復的司法手法が役に立たないと思われるような項目を徹底的に洗い出して、その部分を補完・補強していることがあげられる。

RESTOREの場合は、前述したように、性的暴力における特有の問題に対応するため、会議モデルに様々な変更を加えていることから、安全ネットモデルというよりは、2元モデルに立脚しているといえよう。この点、修復的司法が刑事司法制度と平行して機能するように設定されている⁽⁸³⁾という視点

(74) Ibid., p. 229.

(75) Ibid., p. 233.

(76) Ibid., p. 234.

(77) 例えば、前述したように、RPはRESTOREに登録する前に、心理学的評価を受けることが義務づけられており、再犯の可能性、犯罪発生リスク、および安全に対する潜在的脅威について評価されることになる。この検査を通じて、SVやプログラムスタッフなどの安全に差し迫った脅威をもたらすとみなされた場合は、RESTOREへの登録は認められないという点などが、安全性があるという評価になったのではないと思われる。なお、Elise C. Lopez and Mary P. Koss, The RESTORE Program for Sex Crimes, in: Estelle Zinsstag, Marie Keenan (ed.), *Restorative Responses to Sexual Violence*, 2017, pp. 221-222.

(78) Mary P. Koss, The RESTORE Program of Restorative Justice for Sex Crimes: Vision, Process, and Outcomes, in: *Journal of Interpersonal Violence* 29, (9), 2014, p. 24 (<http://jiv.sagepub.com/content/early/2013/12/22/0886260513511537>) (最終アクセス日：2022年9月3日)。

(79) Ibid., p. 25.

(80) Ibid., pp. 22-25.

(81) Lopez and Koss, op. cit., p. 222.

(82) Ibid., p. 219.

(83) James Ptachk, Ibid., p. 26.

から RESTORE を確立していることから、そのように理解できるであろう。

また RESTORE は、加害者に対しても、12 か月間にわたって、救済契約がきちんと履行されるか等をモニタリングし、12 か月後に行われる CARB との最終会議において、1 年間の経過を記載した反省文等を読み上げるなどの手続きを踏むことが、法を守る市民として社会復帰したことの正式な承認となる⁽⁸⁴⁾など、加害者も見捨てることなく、地域社会に再統合するために必要な手段が置かれていることも注目に値する。

前述したように、性的暴力の被害者に対して修復的司法を実施することには、多くの批判がある。しかし、先の判例でも見たように、加害者は被害者に対する謝罪等を行うことなく、被害者への救済が一向にされないまま、裁判が終了してしまうこともある。また現行の刑事司法のもとでは、裁判を受けた被害者は、被害者尋問の際、日常的な性生活についての質問がされたり、被害者にも責任があったのではないかなどの質問がされたりすることで、恥辱・屈辱を受けることのストレス、お礼参りにあうことへの恐怖感であったり、あるいは二次被害の発生や再トラウマ化など「精神的代償」⁽⁸⁵⁾を負うことになるであろう。

ところが、アイルランドの性犯罪における修復的司法の可能性についての研究によれば、性的暴力被害者が望むことは、「なぜ、自分なのか？」を知りたい、ものごとを正しい方向へ正したい、相手を理解したい、加害者からの謝罪により赦しを与えたい等を望んでいるという⁽⁸⁶⁾。

思うに、被害者参加制度などによって、被害者が裁判で自らの生の声を届けることは可能となったが、裁判所の許可が必要などの制約があるように、あくまでも刑事司法の枠内でのみしか機能しない。そのため、現行の司法制度においては、被害者の「知りたい」というニーズを満たすことは困難であると言わざるを得ないのである。

しかし修復的司法は、現行の刑事司法を補完する役割を担うものであり、被害者のニーズや「害」の修復が中心となるものである。そこでは、どれほど時が経過しても、被害者がそれを求めれば、それを実行することは可能である⁽⁸⁷⁾。また修復的司法は、人間対人間の対話を通して、被害者やコミュニティが受けた「害」、加害者が持っていた「害」を、自発的に修復するものである。つまり、刑事司法とは異なり、発生してしまった「害」を受動的な態度から主体的・能動的に修復することが可能といえるのである。ゆえに、性的暴力に対しても、現行の刑事司法を補完するものとして、修復的司法を実施することは可能であると解する。

一方、優越的な地位を利用した性的暴力に関しては、加害者が被害者を手なずけるグルーミングの状態にあることもあり、その被害が明るみに出にくく、また明るみに出たとしても公訴時効を経過した後になるということも考えられる。修復的司法を実施し、被害者と加害者の合意・不合意が加害者の刑事責任の軽減に影響を与えるという立場からすれば、公訴時効後に実施される修復的司法は妥当ではない

(84) Koss, *op. cit.*, p. 229.

(85) Mary P. Koss, Blame, Shame, and Community: Justice Responses to Violence against Women, in: *American Psychologist* 55, 2000, p. 1335.

(86) Marie Keen, *op. cit.*, pp. 164-181. さらに、小松原・前掲注(56) 152 頁以下参照。

(87) 加害者が刑務所にいる場合であっても修復的司法の実践は可能であると考え。この場合、修復的司法の影響は、仮釈放の判断基準に反映されることになるであろう。なお、修復的司法プログラムと現行刑事司法システムとの連関関係については、細井洋子＝西村春夫＝高橋則夫編『修復的正義の今日・明日』（成文堂、2010年）7 頁〔細井洋子＝西村春夫＝高橋則夫〕参照。さらに、法務省「無期刑受刑者の仮釈放の運用状況等について」参照（https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_hogo21.html）（最終アクセス日：2022年9月4日）。

とも考えられる。

確かに、公訴時効後の修復的司法については、量刑段階で修復的司法の影響を反映させることはできない。しかし修復的司法は、被害者、加害者、コミュニティの再生が重要であるから、それを目指す方向であるなら、優越的な地位を利用した性的暴力に対して、たとえ公訴時効後であっても、修復的司法を実施することは妥当であると解するのである。

それでは、優越的な地位にある加害者に対して、どのような方法で修復的司法を実践していくことが考えられるか。思うに、その方法としては、RESTOREを参考に、その特徴を活用し構築することが、被害者の安全性や社会復帰のしやすさ、加害者の再犯防止や社会的再統合が促進される観点から、妥当であると考えられる。すなわち、教員・指導者と学生・選手の間を例とした場合、その方法としては、①修復的司法のプロセスは求めるが、加害教員との接触を望まない被害学生のために、被害者代理人として会議に参加する教職員ボランティアを育成すること、②教職員ボランティアが、被害学生の代理人として参加する方法を設定すること、③被害学生が修復的司法の方法で事件を処理するか否かを決定できること、④被害学生と加害教員との接触を制限すること、⑤加害教員を長期間にわたってモニタリングすること、⑥被害学生のために無料法律相談を準備すること、⑦被害学生の意見に基づいてカンファレンスの議題を確定させること、⑧カンファレンスの参加度合いを被害学生に選択させること、⑨被害学生に、対面での謝罪または手紙で受け取るのかの選択肢を提供することなど⁽⁸⁸⁾である。

このような方法を修復的司法プログラムに取り入れて構築することで、優越的な地位を利用した性的暴力に対しても修復的司法を実践することができるものと思われる。

6. おわりに

修復的司法において、和解とは「十分な改悔と赦し (full repentance and forgiveness)」⁽⁸⁹⁾を意味する。この「赦し」とは、被害者と加害者とが仲直りすることではなく、被害者・加害者がともに自らの足で立ち上がり、それぞれの場所で、それぞれが独立して、生きていくという関係を構築することである⁽⁹⁰⁾。それゆえ、性的暴力においても、被害者と加害者とが今後交わることなく、それぞれの社会において独立して生きていくことができれば、それは関係を修復できたということになる。修復的司法を実践することで、被害者も加害者も過去にとらわれることなく、ともに変わっていくことができるであろう。この変容こそが修復的司法の思想につながるものといえる⁽⁹¹⁾のである。

性的暴力に対して修復的司法を実施していくことは、当然ながら、根強い批判もあり、様々な困難がある。しかしRESTOREのように、被害者の安全を最大限に確保すること、準備を入念に行うこと、被害者・加害者が接触せずとも実施することができるよう代理人制度を設けること、被害者の害の修復と社会復帰だけでなく、加害者に対する修復的司法サンクションのような仕組みを構築すれば、性的暴力に対しても修復的司法を実践することは可能であろう。

今後は、さらなる詳細な分析を試みて理論的基礎付けを行うとともに、海外で性的暴力に対する修復的司法を実践している団体等に対する実地調査等も実施していく必要があるであろう。また本稿では、詳細に

(88) Koss, (2010) op. cit., pp. 221-226 を参考にした。

(89) Zehr, op. cit., p. 189 [西村＝細井＝高橋 (則) 訳・前掲注(20) 189 頁]。

(90) 高橋 (則)・前掲注(28) 88 頁。

(91) 高橋 (則)・前掲注(28) 68 頁。

分析をしなかったが、性的暴力に対する修復的司法の限界やコミュニティが果たす役割などについても分析していく必要がある。残された多くの問題については、今後の課題としたい。

※本研究の一部は、2019年度城西大学学長所管研究奨励金において、研究課題「学校スポーツにおける体罰・セクシュアル・ハラスメントに対する修復的アプローチのための理論構築」として研究費を受け、その成果を公表するものである。

Preliminary Considerations on Restorative Justice against Sex Crimes and Practice

TAKAHASHI KINYA

Abstract

This paper examines whether it is possible to introduce restorative justice as a complement to the criminal justice system for cases of sexual violence that take advantage of their superior status, using the example of the relationship between a faculty member or instructor and a student or athlete.

There are many difficulties in implementing restorative justice for sexual violence, with some deep-rooted criticisms. However, I think this is not impossible if measures are put in place to ensure maximum safety for victims and careful preparation in practicing restorative justice as a complement to the current criminal justice system.

Keywords: sex crimes; superior position; criminal justice; restorative justice; RESTORE